


## 船舶事故調査報告書

平成26年12月4日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成26年10月7日 08時45分ごろ
発生場所	長崎県長崎市小口港（大村湾西部） 長崎県西海市所在の田島灯台から真方位185°9,910m付近 （概位 北緯32°55.0′ 東経129°48.3′）
事故調査の経過	平成26年10月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての操縦者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>まこと</sup> 誠丸、1.23トン NS3-47289（漁船登録番号）、個人所有 6.40m(Lr)×1.60m×0.55m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数10、昭和57年1月24日
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 82歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年3月18日 平成24年8月27日をもって失効していた。
死傷者等	死亡 1人（操縦者）
損傷	なし
事故の経過	本船は、操縦者が1人で乗り組み、漁船登録票の検認を受けるため、小口港の係留場所から同港の荷揚げ岸壁に移動した後、船首着けで係留した。 付近にいた住民は、操縦者が本船に積んでいたプラスチックケース及び浮き等の漁具を荷揚げ岸壁へ運んでいるところを見掛けた。 付近にいた住民は、平成26年10月7日08時45分ごろ、小口港の荷揚げ岸壁において、ドボンという音を聞き、本船の方を見たところ、落水した操縦者を認め、現場に駆けつけて操縦者の衣服をつかみ、周囲の人に救助を求めて数人で操縦者を本船に引き揚げた。 操縦者は、本船の左舷側から約0.5m岸壁から約1.4mの海面に落水していた。（写真1参照）

	 <p>写真1 操縦者が落水した位置</p> <p>付近にいた住民は、08時50分ごろ、119番に通報した。 操縦者は、救急車で病院に搬送された後、溺死と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし 海象：海上 平穏、水温 約25℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>小口港では、漁船登録票の検認が本事故当日の10時30分ごろから荷揚げ岸壁で行われる予定であり、本事故時、同岸壁付近には、地元の漁業者等が集まっていた。</p> <p>操縦者は、本事故前の約1～2か月は本船を使用していなかった。</p> <p>操縦者は、ふだん、本船に乗船するときは救命胴衣を着用していたが、本事故時、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>操縦者は、溺死した。</p> <p>本船は、小口港の荷揚げ岸壁に船首着けで係留中、操縦者が、本船の左舷舷側から約0.5m岸壁から約1.4mの海面に落水していたことから、左舷船首部付近から落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、小口港の荷揚げ岸壁に船首着けで係留中、操縦者が左舷船首部付近から落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶で漁具等の積卸しを行うときは、安全に作業ができるように舷側を岸壁へ着けて行うことが望ましい。</li> <li>・ 小型船舶の暴露甲板で作業等を行うときは、救命胴衣の着用に努めること。</li> </ul>